

## 県産酒米安定確保支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 清酒原料米の価格高騰が県内の清酒製造業者に及ぼす影響を緩和し、岩手県産米を使用した高品質な酒造りの生産基盤の維持・強化を図るため、清酒製造業者が購入した令和7年産の県産原料米の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助事業者)

第2 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第7号で規定する清酒を製造する者で第7条第1項で規定する製造免許を有すること
- (2) 県内に主たる事業所を有すること
- (3) 知事が定める「県産酒米の使用促進」の取組項目を1つ以上達成していること

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、総事業費の増減額が20パーセント以内で、補助金額の変更を伴わない変更とする。

### (申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

### (事業遂行状況の報告)

第6 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書（様式第8号）により知事に提出しなければならない。

### (立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

### (書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 県は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払がある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、県産酒米安定確保支援事業費補助金前金払請求書（様式第9号）に前金払請求時点での事業実績書を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項のただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第12 知事は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、県産酒米安定確保支援事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月5日から施行する。

別表第1（第3関係）

補助事業	県内清酒製造業者が清酒の製造に必要な県産原料米の安定的な確保を図るために取り組む事業
補助対象経費	補助事業者が令和7年9月1日から令和8年8月31日までの期間において、清酒の製造に利用する令和7年産の岩手県産酒造好適米及び令和7年産の岩手県産加工用米（以下「令和7年産県産原料米」という。）の購入に要する経費。ただし、仕入れ数量に1俵未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
補助金の額	<p>次に掲げる補助基準額及び算定式により算出した金額の2分の1以内の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>1 補助基準額</p> <p>(1) 酒造好適米 1俵当たり 13,070 円</p> <p>(2) 加工用米 1俵当たり 9,800 円</p> <p>2 算定式</p> <p>(1) 岩手県酒造組合からの購入分 補助基準額×令和7年産県産原料米購入数量（俵）</p> <p>(2) 岩手県酒造組合以外からの購入分 次に掲げる算定式で算出した金額のいずれか低い額とする。 ア 補助基準額×令和7年産県産原料米購入数量（俵） イ （令和7年産県産原料米平均単価－令和6年産県産原料米平均単価） ×令和7年産県産原料米購入数量（俵）</p>

別表第2（第11関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	<p>県産酒米安定確保支援事業費補助金交付申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>(1) 収支予算書</p> <p>(2) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】</p> <p>(3) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（酒造好適米）】</p> <p>(4) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（加工用米）】</p> <p>2 宣誓書</p> <p>3 直近の決算報告書の写し</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>別紙1</p> <p>別紙2-1</p> <p>別紙2-2</p> <p>別紙2-3</p> <p>第10号</p>	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	別に定める日

	<p>4 (法人の場合) 登記事項証明書の写し            (個人の場合) 個人事業の開業・廃業等届出書の写しやそれに準ずるもの</p> <p>5 振込口座の銀行名、店名、普通・当座の別、口座番号、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し</p> <p>6 その他知事が必要と認める書類</p>		1部 1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<p>県産酒米安定確保支援事業費補助金変更承認申請書</p> <p>県産酒米安定確保支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書</p> <p>1 事業計画書            (1) 収支予算書            (2) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】            (3) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分(酒造好適米)】            (4) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分(加工用米)】            2 その他知事が必要と認める書類</p>	<p>第4号 第5号 第2号 別紙1 別紙2-1 別紙2-2 別紙2-3 第2号 別紙1 別紙2-1 別紙2-2</p>	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める日
規則第13条第1項の規定による書類	<p>県産酒米安定確保支援事業費補助金実績報告書</p> <p>県産酒米安定確保支援事業費補助金請求書</p> <p>1 事業実績書            (1) 収支決算書            (2) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】            (3) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分(酒造好</p>	<p>第6号 第7号 第3号 別紙1 別紙2-1 別紙2-2</p>	1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める日

	<p>適米)】</p> <p>(4) 補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分(加工用米)】</p> <p>2 令和7年産県産原料米の購入実績の証拠書類(納品書、請求書、領収書、振込証明書等)</p> <p>3 (岩手県酒造組合以外からの購入分がある場合) 令和6年産県産原料米の購入実績の証拠書類(納品書、請求書、領収書、振込証明書等)</p> <p>4 県産米利用促進に向けた取組計画に係る事業実績において選択した項目を達成したことが確認できる書類</p> <p>5 その他知事が必要と認める書類</p>	別紙2-3	1部 1部 1部 1部	
--	---	-------	----------------------	--